

山梨県公報

第二千四百七十三号

平成二十六年

十二月二十二日

月曜日

三六・九

目次

- 道路の区域変更……………七〇九
○道路の供用開始(四件)……………七〇九
○農用地利用配分計画の認可……………七一〇
○公共測量の実施……………七一〇

告示

山梨県告示第三百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 上野原丹波山線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市桐原字城山九三三四番の一地区から	旧	四・七	三五〇・一
上野原市桐原字腰越九三三九番の一地区	新	二四・二	三五〇・一

山梨県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四二一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地区から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地区先まで	一三七・四	平成二十六年十二月十二日

山梨県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市北字下久保田九四三番の四地区から 山梨市万力字寺ノ前七五〇番の四地区先まで	二二七三・四	平成二十六年十二月十二日

山梨県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	敷島竜王線	甲斐市牛字宮前一七番の一地先から 甲斐市牛字宮前五三番の一地先まで	一〇七・六	平成二十六年十二月二十四日

山梨県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字下見原四一七番の三地先から 南巨摩郡早川町雨畑字松木島官有無番地先まで	二八・八	平成二十六年十二月二十二日

公 告

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 農用地利用配分計画

貸借権の設定等を受ける者	所 在	面積（平方メートル）
氏名又は名称 スズラン酒造工業有限公司	居住し、又は所在する市町村 笛吹市 笛吹市一宮町北野呂字塚田 三百七番一外一筆	二、七九六
中村悦和	笛吹市 笛吹市一宮町上矢作字大城 七百十六番一外六筆	四、一六六
小倉公彦	笛吹市 笛吹市八代町南字宮川百九番一外一筆	一、一六九

（詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

二 認可年月日

平成二十六年十二月二十二日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十二月九日付けで鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 数値撮影（デジタル）及び写真地図作成（デジタルオルソ）

二 作業期間 平成二十六年十月三十一日から平成二十七年二月二十六日まで
三 作業地域 南都留郡鳴沢村の一部

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番